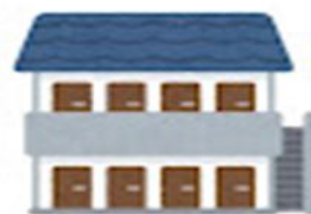


精神障害のある方の地域生活を支える 『住まい編』

入所施設を退所して
自立した生活をしたい



退院したら
どういう所に住むことが
出来るのかな

精神障害があるけど
ひとりで生活できるかしら



精神障害のある方の「住まい」探しにご活用ください

長岡市では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 協議の場」(長岡市障害者自立支援協議会)において、地域・システムづくりに向けた検討を進めています。

<発行>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 協議の場
(事務局 長岡市福祉保健部福祉課障害者基幹相談支援センター)

TEL : 0258-39-2362

✉ : n-kan-soudan@city.nagaoka.lg.jp

活動については
こちらから
(長岡市ホームページ)



○賃貸住宅でのひとり暮らし

自分のペースで生活できる

自分のことを自分でやる充実感がある

町内・地域での役割がある
(地域差あり)



写真はイメージです



民間賃貸住宅

- ・入居にあたり、保証人や保証協会の利用が必要な場合があります。
- ・敷金、礼金等の初期費用が必要です。
- ・更新料や火災保険料、共益費等が必要な場合があります。
- ・町内会への入会が必要な場合があります。

問い合わせ先

【民間の不動産仲介業者】

- ・希望の条件等を相談してみましょう。



【新潟県居住支援協議会】

- ・障害のある方など、住まいにお困りの方の相談を受け、民間賃貸住宅などへの円滑な入居の橋渡しをします。 (連絡先：025-211-8665)

【セーフティネット住宅（インターネット検索ツール）】

- ・障害がある方等で、住まいにお困りの方が入居できる住宅を専用webサイトで検索できます。



(セーフティネット住宅ホームページ)

公営住宅（市営・県営）

(住宅に困窮する所得の少ない方に対して行政が賃貸する住宅等)

- ・入居申込みをするためには要件を満たしている必要があります。単に、退院や退所、実家からの独立等だけでは要件を満たさないため、詳細は下記にご相談ください。

団地所在地	担当課	電話番号	団地所在地	担当課	電話番号
旧長岡	生活支援課市営住宅相談室	39-2229	寺泊	寺泊支所地域振興・市民生活課	75-3113
越路	越路支所地域振興・市民生活課	92-5906	栃尾	栃尾地域事務所	86-5527
山古志	山古志支所地域振興・市民生活課	59-2333	与板	与板支所地域振興・市民生活課	44-0063
小国	小国支所地域振興・市民生活課	95-5900	川口	川口支所地域振興・市民生活課	89-3112

★民間住宅、公営住宅のいずれの場合にも、障害福祉サービス等を利用することができます。

- 例)
- ・食事づくりや掃除などの家事援助等
 - ・体調・服薬管理のための訪問看護
 - ・お金の管理（成年後見制度、日常生活自立支援事業）
 - ・日常生活が不安な時の相談（地域定着支援）



○グループホーム等、サポートを受けながら生活する

他の入所者や施設の職員と関われる楽しさがある



食事を提供してもらえる（※施設による違いあり）

適度に周りの手助けがあって安心できる

グループホーム（※障害福祉サービスのひとつです）

- ひとつのホームに概ね2～10人程度が入居し、共同で生活しています。
 - 専門のスタッフや世話人に、健康管理や家事、生活していく上での相談ができます。
 - 利用する前に、見学・体験が必要です。
 - 利用料（家賃、食費、光熱費、医療費等）月6万～10万円程度
 - 食事を提供してくれるグループホームもあります。
 - 平日の日中は、福祉サービス等の利用のため外出します。（※日中もグループホーム内で支援を受けられるところもあります）
- ※施設による違いあり



見学



宿泊型自立訓練施設（※障害福祉サービスのひとつです）

- 専門のスタッフが常駐し、自立に向けた相談ができます。
- 自立した生活を目指し、食事づくりや掃除、洗濯等の日常生活能力を身につけるため、必要な訓練を行います。（おおむね2年間を上限とする）
- 利用する前に、見学・体験が必要です。
- 利用料（家賃、食費、光熱費、医療費等）月5万円程度
- 施設利用後は、『単身生活』や『グループホーム』での生活を目指します。



障害福祉サービスを受けるには、事前の手続きが必要です。



①すでに相談している事業所がある場合

⇒ 担当の相談支援専門員（相談支援事業所）へ

②それ以外

⇒ 裏面に掲載の【生活の困りごとを相談できる窓口】（現在住んでいる地域の相談支援事業所）



生活の困りごとを相談できる窓口

長岡市が委託している相談支援事業所です。お住まいの地域の事業所に、お気軽にご相談ください。



担当地区・地域	相談支援事業所	所在地 /電話番号	受付時間
なかじま おもてまち ふそき	相談支援センター ふかさわ分室 サンスマイル	長岡市 中沢町663番地1 電話：0258-86-7812	平日8：30～17：30 ※土曜・日曜・祝日は 休み
けさじろ みやうち やまこし かわぐち	障がい者支援センター あさひ	長岡市 川崎町1962番地1 電話：0258-32-5877	平日8：30～17：15 ※土曜・日曜・祝日は 休み
まきやま みしま なかのしま よいた わしま てらどまり	越路ハイム地域生活 支援センター	長岡市 三ツ郷屋2丁目3番11号 電話：0258-27-4266	平日8：30～17：00 ※土曜・日曜・祝日は 休み
にしながおか こしじ おぐに	相談支援センター ふかさわ	長岡市 西津町字原4668番地 「桐樹園」内 電話：0258-47-2208	平日8：30～17：30 ※土曜・日曜・祝日は 休み
とちお	障害者相談支援 センターとちお	長岡市 栃尾表町5番6号 電話：0258-86-6396	平日8：30～17：15 ※土曜・日曜・祝日は 休み
どこに相談してい いかかわからない (地区が不明)	長岡市障害者基幹 相談支援センター	長岡市 表町2丁目2番地21 電話：0258-39-2362	平日8：30～17：15 ※土曜・日曜・祝日は 休み

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムであり、地域共生社会の実現に向けて欠かせないものです。

